

平成30年度第2回
別海町自治推進委員会議案

日 時：平成30年12月19日（水）
午後1時30分から3時30分
場 所：役場庁舎2階201号会議室

<会議次第>

1 開 会

2 議 事

議題1 前回の振り返りについて

議題2 広聴制度について

3 その他

4 閉 会

第 1 回別海町自治推進委員会 概要

開催日時：平成 30 年 10 月 29 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで

開催場所：別海町役場 1 階 103・104 会議室

出席委員：7 名

<会議次第>

1 開 会

2 昨年度のふりかえり

3 議 事

議題 1 平成 29 年度別海町自治基本条例運用状況報告書について

議題 2 次回以降の開催内容についての協議

4 閉 会

1 開 会

2 昨年度のふりかえり

昨年度の開催内容についてふりかえり

3 議 事

議題 1 平成 29 年度別海町自治基本条例運用状況報告書について

自治基本条例第 14 条に定める町民参加について現状を説明。

意見・質問

委員

急には意見が思いつかないので資料は事前にいただきたい。

事務局

次回以降は事前に確認していただけるよう開催の一週間前には資料を送付いたしたい。

委員

アンケート調査について、食育・地産地消に関するアンケートが 90%と高い回収率ですが、児童生徒に出したアンケートだからか

事務局

学校を通した形になりますので回収率があがっています。

議題2 次回以降の開催内容についての協議

次回以降の協議に向け、前段として以前に提出した意見書についての内容と現状を説明。

意見・質問

委員

昨日の新聞で、議会の改革について、芽室町、栗山町が力を入れていて、町民にとっても議会運営がわかりやすい、別海町においても、町長と話す会ですとか議会報告会ですとか町民にいただいた話を現地まで行って話されていて、研修も重ねてきた中で同じようなことをやられているのかなど、新聞を見て思いました。

あとは手法だと思います。やはり私たち町民が、その話を聞いて本当に話しやすい環境をいかに作るかということが大事だと思いますし、ある程度絞って意見を出しやすいような環境を作ることが改革に繋がっていくのではないかと思います。ただやっただけでは形だけで改革には繋がっていかないと思います。研修等行っていると思いますが、そういう部分を見てきて、議員の方に或いは担当の方において町民に詳しく発信・報告していけるような体制づくりを是非やっていただきたい。

たとえば議会報告会とかは全体会議を開いて、その後にテーマごとに分かれて分科会をやりました。一つの改善だったと思います。

もっと距離感を近づけて町民に気楽に話ができるような環境づくりとといいますか、なかなか意見を述べられない人もいます。例えば、議会報告会とは別に、議員二人ずつ、事務局担当一人つけて三名くらいで各地区を計画的に回って、挨拶抜きで雑談程度の入り方でやっていくということも、雑談をしていくうちに、こういうことがあったということも町民の方から出てきますから、こういったことの方が町民にとってみれば話しやすいのではないかと。町長、議員の方から堅苦しい話をされたら、話ができないというふうになりますから、身になるような進め方というのを求めています。

事務局

少人数、10名程度のイメージですか。

委員

そうですね。担当者も構えずに、分からなければ分からないで持ち帰って回答しますで、あとで回答をいただければ文句は言わないと思います。

検討しますではなく、口頭でも良いが出来れば文書で回答する形の方が良いかなと思います。

委員

ちなみにミルクミーティングとか昔からやっていますが年間何回くらいやっていますか。

事務局

年間ですと1件、2件あるかないかで無い年度もあります。ミルクミーティング等につきましては各団体からの申し込みによって実施されるものですから、まちづくり懇談会の敷居を落として各団体の会合の場に出向くなど、広聴制度全体見た中で検討していかなければと感じます。

今年度につきましては7地区を回りまして意見を聞いたところですけれども、大きな話ではなく

小さな話の中で懇談の場を設けていきたいと考えています。

委員

町長と話す会ですとか議会報告会ですとか、今までやってきた部分は、それはそれで継続してやっていただきたい。

事務局

次回、広聴制度について、たたき台として何点か出させていただいて、次回の会議にもこの話題を出させていただけたらと思いますがよろしいですか。

委員

この話題につきましては、たたき台を提示していただくということで。
他に意見はございませんか。

事務局

次回は12月上旬の開催を予定していますので、何か気づいた点や話し合いたい点がありましたら11月中ぐらいまでに電話・FAX等でご意見をいただけたらと思います。

4 閉会

広聴制度について

1. まちづくり懇談会・意見交換会について

○課題

前回の本委員会において、まちづくり懇談会等の開催方法について意見をいただきました。もっと距離感を近づけ、参加しやすく気軽に話ができるような環境づくりが課題。

○開催場所等に関すること

【現行】

別海地区、西春別地区、尾岱沼地区の3箇所で開催しています。
過去4回（平成20、24、25、28年度）実施。

【見直し案】

別海地区、西春別地区、尾岱沼地区の3箇所に加え、町内をグループ分けし隔年で開催。
(例)

X 年度開催 グループA…本別海、中春別
X+1 年度開催 グループB…上春別、上風連
X+2 年度開催 グループC…中西別

その他、自治会単位の懇談会については、「町長と話しませんか」「ミルクミーティング」で対応

○「町長と話しませんか」「ミルクミーティング」の周知方法について

- ・町広報誌への掲載回数増
- ・「町長と話そう」新聞折込チラシに周知文掲載
- ・町内会長会議等で周知

○開催方法に関すること

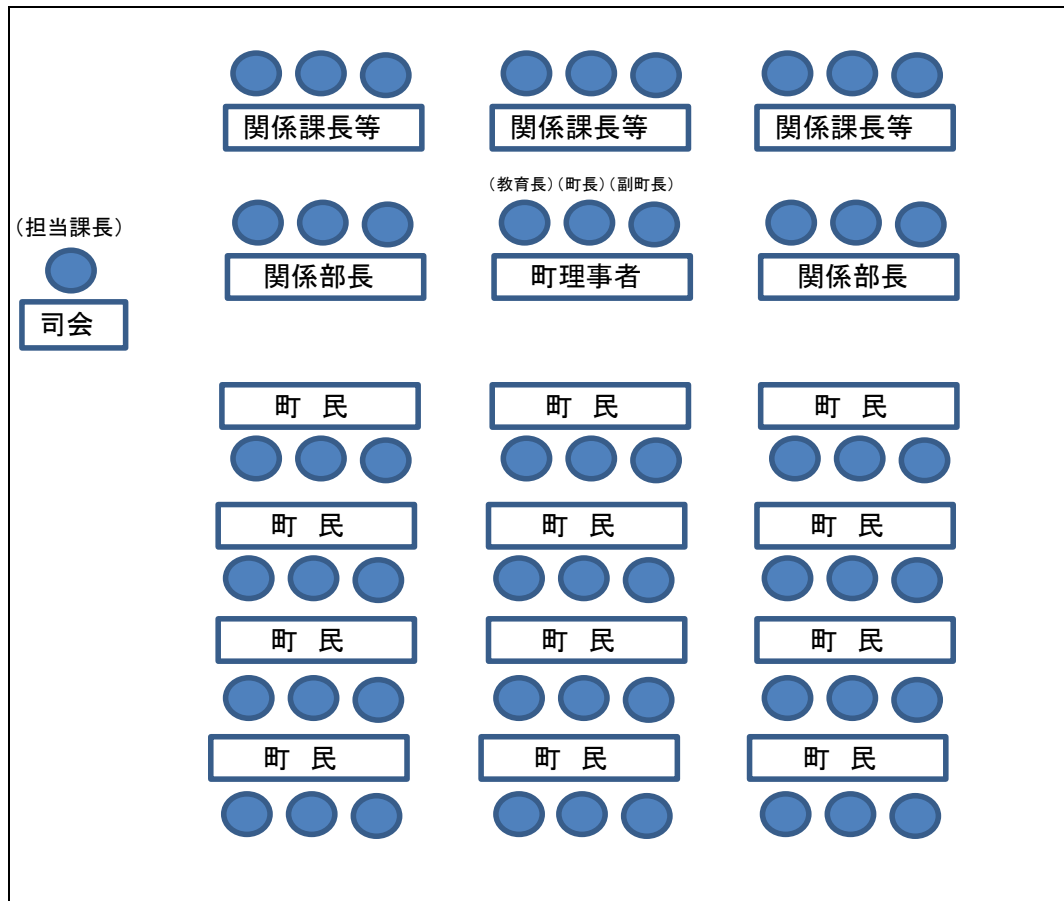
【現行】

町長、副町長、教育長、総務部長、関係部長等が出席し、司会は総合政策課長が務める。

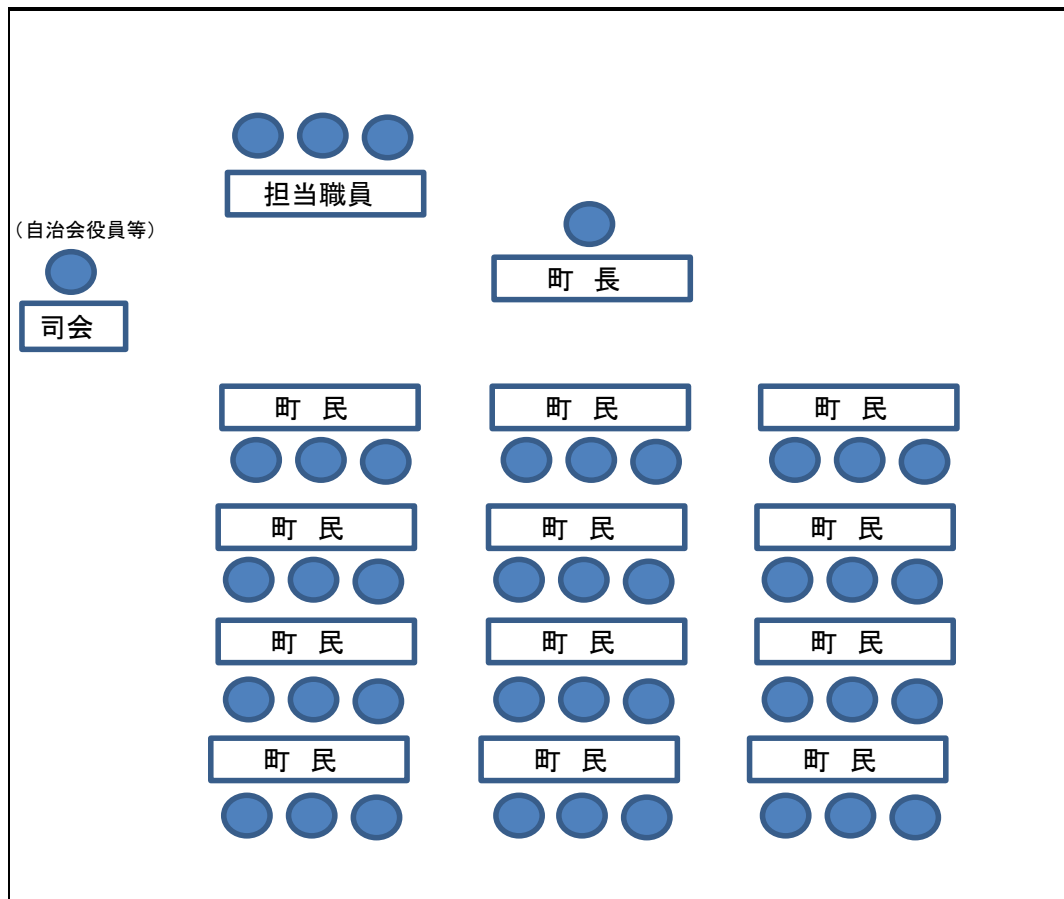
【見直し案】

町長が出席し、総務部長以下、広聴担当職員が同席する。（必要に応じて他の部課職員）司会を町職員が務めると形式にとらわれ、その進行の仕方に不満を感じる町民が多いことを、今までの開催状況から認識している。和やかな雰囲気づくりのためにも、自治会の協力を得て、自治会役員等に司会をお願いすることも検討する。

○会場イメージ



【現行】



【案】

○参考 その他、意見交換会への参加状況（3年度分）

年 度	実施（述べ）件数（回）	参加者数（人）	平均参加者数（人）
平成27年度	2	15	7.5
平成28年度	6	156	26
平成29年度	4	97	24.2

・平成27年度

名 称	実施（述べ）件数	参加者数
東公民館の運営のあり方	1件	10名
ミルクミーティング	1件	5名

・平成28年度

名 称	実施（述べ）件数	参加者数
町長と話そう（まちづくり懇談会）	3件	90名
第3期障がい者計画策定に伴うヒアリング	1件	13名
中央公民館フォーラム	2件	53名

・平成29年度

名 称	実施（述べ）件数	参加者数
中央公民館フォーラム	3件	72名
町長と話しませんか	1件	25名

2. パブリックコメントについて

○課題

昨年度の本委員会において、意見の少なさや、氏名等を記入することで敷居が高くなっているのではとの意見をいただきました。

- ・意見数について

一部多くの意見等をいただいているが、0件の案件もある。

- ・周知方法について

現在、パブリックコメントの公表については、町ホームページ、役場ロビー、各支所・連絡事務所等で実施している。実施の周知については、別海広報でも行っているが、他の方法等の検討が必要か。

○意見

広報において、住所・年齢・性別も選択形式で気軽に意見を聞いてみては。

【案】

- ・パブリックコメント実施期間に並列して広報において意見を募る。
- ・記入事項についても匿名を可とし、年齢（年代）・居住地区・性別程度とする。

○参考 パブリックコメントへの意見

年 度	実施件数（件）	提出人数（名）	意見数（件）
平成27年度	4	1団体、3名	20
平成28年度	4	2団体、14名	52
平成29年度	8	7	28

- ・平成27年度

案 件 名	提出人数	意見数
「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についての意見募集	0名	0件
「別海町水道事業ビジョン（案）」に関するパブリックコメント	0名	0件
「矢白別演習場周辺まちづくり構想（基本構想原案）」に関するパブリックコメント	1団体 2名	14件
「別海町人口ビジョン（案）」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に関するパブリックコメント	1名	6件

・平成28年度

案 件 名	提出人数	意見数
「矢白別演習場周辺まちづくり構想（基本計画原案）」に関するパブリックコメント	1団体 10名	30件
「別海町障がい者計画（第3期）（素案）」に関するパブリックコメント	1団体 2名	18件
「第4次別海町母子健康計画（原案）」に関するパブリックコメント	1名	2件
「別海町農業・農村振興計画（素案）」に関するパブリックコメント	1名	2件

・平成29年度

案 件 名	提出人数	意見数
矢白別演習場周辺まちづくり構想（実施計画原案）に関するパブリックコメント	5名	21件
別海町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に関するパブリックコメント	0名	0件
別海町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定（素案）に関するパブリックコメント	0名	0件
別海町食育・地産地消推進計画（案）に係るパブリックコメント	1名	6件
別海町鳥獣被害防止計画（案）に関するパブリックコメント	0名	0件
別海町住生活基本計画策定に係るパブリックコメント	1名	1件
別海町耐震改修促進計画に係るパブリックコメント	0名	0件
別海町子ども読書活動推進計画に関するパブリックコメント	0名	0件

○参考 アンケート調査について

年 度	実施件数（件）	対象別件数（件）
平成27年度	3	4
平成28年度	2	2
平成29年度	7	7

・平成27年度

名 称	配布数	回収率
矢白別演習場周辺まちづくり構想住民アンケート調査	2, 500	35%
別海町農業・農村振興計画アンケート調査	793	24%
別海町農業・農村振興計画アンケート調査	2, 779及び HP	20%
別海町内産業の経済活動に関するアンケート調査	631	40%

・平成28年度

名 称	配布数	回収率
第3期障がい者計画策定に伴う住民アンケート調査	1, 134	45%
別海高等学校「寄宿施設設置」に関するアンケート調査	326	80%

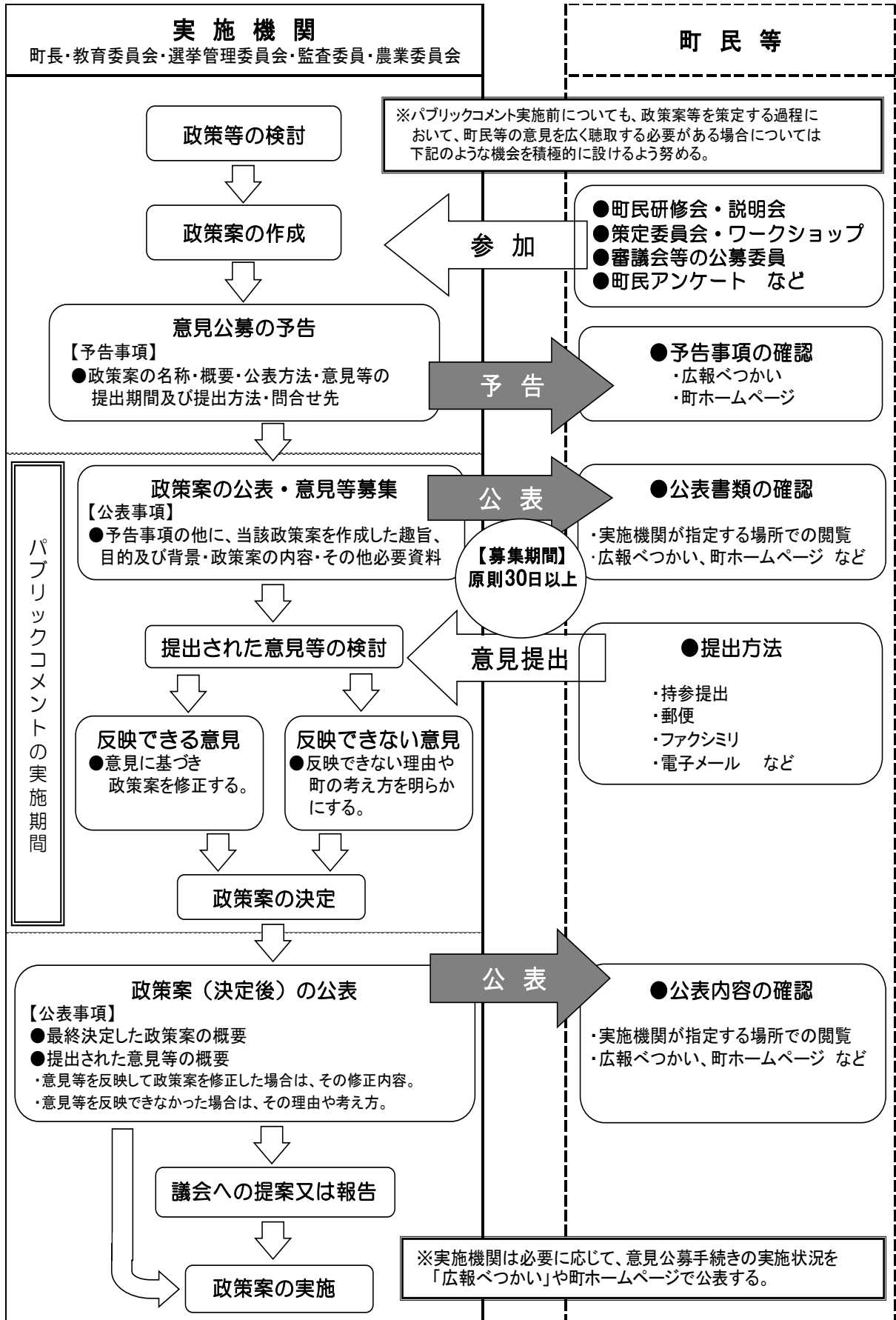
・平成29年度

名 称	配布数	回収率
第7次別海町総合計画策定に係る別海町まちづくりアンケート調査（一般町民用）	2, 000	38%
第7次別海町総合計画策定に係る別海町まちづくりアンケート調査（各種団体用）	90	42%
ご当地ナンバー導入に係る住民アンケート調査	2, 000	38%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	500	56.2%
在宅介護実態調査	500	56%
別海町食育・地産地消に関するアンケート	1, 104	90%
第7次別海町総合計画の策定に係るアンケート	719	70%

○参考 町政ご意見箱・ホームページからの意見

年 度	件数（件）	うち依頼・問合せ （件）	うち意見・要望 （件）	うちその他（営業・情報提供など）（件）
平成25年度	98	56	31	11
平成26年度	116	60	31	25
平成27年度	81	37	29	15
平成28年度	91	44	28	19
平成29年度	116	39	63	14

○パブリックコメントの流れ



5. 審議会などへの委員としての町民参加について

○課題

- ・応募人数について
審議会等において委員の公募を行っているが、応募人数が少ない。
- ・公募委員枠について
専門性が高い審議会等では公募枠を設けにくいいため、公募件数自体も伸びていない。
- ・町民参加委員事前登録制度について
別海町協働基本指針において「町民参加委員事前登録制度」を検討することとしているが、検討は進んでいない。募集・登録の方法にもよるが、登録希望者がでてくるのか、仮に希望者がいてもその希望者に依頼が偏って負担になる可能性もある。

○ 別海町自治基本条例

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次の各号に掲げる方法でまちづくりに参加することができる。

- (1) 審議会などへの委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項に規定する方法に関し必要な事項を別に定めます。

○参考 審議会などへの委員としての参加（公募状況）

年 度	実施件数（件）	公募委員数（人）
平成25年度	3	4
平成26年度	1	4
平成27年度	0	0
平成28年度	1	1
平成29年度	2	7

平成25年度

審議会等名称	公募人数	応募人数	公募委員数
旧別海町交流センター検討委員会	2名以内	4名	2名
別海町自治推進委員会	若干名	2名	2名
第6次別海町総合計画町民検討委員会	若干名	0名	0名

平成26年度

審議会等名称	公募人数	応募人数	公募委員数
別海町介護保険事業計画等策定委員会及び別海町地域包括支援センター運営協議会	4名以内	4名	4名

平成28年度

審議会等名称	公募人数	応募人数	公募委員数
別海町議会モニター	2名以内	1名	1名

平成29年度

審議会等名称	公募人数	応募人数	公募委員数
別海町中小企業振興検討会議	若干名	0名	1名
第7次別海町総合計画策定町民検討委員会	10名	6名	6名

※参考

別海町協働基本指針

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

(3)「町民参加委員事前登録制度」を検討します

行政では政策や計画を策定する際、町民などで構成する審議会や委員会を設置しています。今後は、積極的に公募委員枠を設け、より多くの町民が参加できるよう努めます。

また、公募で選ばれる委員の希望者を事前に登録する「町民参加委員事前登録制度」を検討するなど、公募委員制度の周知と成り手不足の解消に努めます。

別海町パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、町の重要な政策形成過程において町民等との情報共有を図り参画機会を拡充するとともに、町民へ説明責任を果たすことで、本町の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、町の計画等の策定過程において案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等を考慮して実施機関の意思決定を行うとともに、その寄せられた意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において、「町民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するものの

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（ただし、金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な変更
- (5) 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度の対象としないことができるものとする。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 政策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地がないもの、その他政策等の性質上パブリックコメント制度に適さないもの

(3) 政策等の策定にあたり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令等により定められているもの

(4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの

(公表の時期)

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その案を公表するものとする。

2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町ホームページへの掲載

(2) 政策等の担当課、西春別支所、尾岱沼支所、上春別連絡事務所、上風連連絡事務所、その他実施機関が指定する場所での閲覧

(3) 前号に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて、町の広報誌への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表に努めるものとする。

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 実施機関は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）により、意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上とする。ただし、法により30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への持参

(2) 郵便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先を明らかにしなければならない。

(提出意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、町民等から提出された意見等を公表しなければならない。
- 3 公表することにより、提出者及び第三者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

(一覧表の公表)

第9条 町長は、町民等の意見の募集を行っている案件の一覧表を作成し、町民等に情報提供するものとする。

- 2 前項の一覧には、案件名、意見募集期間、案の入手方法及び問合せ先を明記するものとする。

(意見等及び一覧の公表)

第10条 第8条及び前条に規定する公表については、町ホームページに掲載し行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。